

## 令和2年度における被措置児童等虐待事案の定期公表について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、令和2年度に岩手県において対応した被措置児童等虐待通告の状況についてお知らせします。

該当事案はありませんでした。

- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）  
第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。
- 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）  
第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。  
1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ	小規模住居型児童養育事業及び里親	里親等
ロ	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設	社会的養護関係施設
ハ	知的障害児施設等及び指定発達支援医療機関	障害児施設等
ニ	法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者	一時保護施設等

2 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

- 被措置児童等虐待とは  
施設等に入所措置等された児童（被措置児童等）が、施設職員等から、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育放棄など）、心理的虐待を受けることをいいます。